

平成30年2月23日  
調布市教育委員会指導室

## 調布市立第七中学校「はしうち教室」の開設について

調布市教育委員会としては、平成28年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「教育機会確保法」に基づき、不登校生徒の支援として文部科学省の不登校特例校の分教室型を平成30年4月に設置することといたしましたので、お知らせします。

### 1 教育委員会としての方針

不登校児童・生徒を対象とした多様な学びの場を提供するとともに、その学びの場が、一人一人の児童・生徒の状況を十分に把握し、充実した支援となるよう支援体制や支援内容を整備していく。

そのために、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）に基づき、不登校生徒が社会的に自立することを支援する新たな学びの場として「はしうち教室」を設置する。また、将来的に分校への移行を見据えた取組を推進する。

### 2 対象となる生徒

- (1) 調布市公立学校に在籍している生徒 ※保護者の住民票が調布市
- (2) 心理的に不安の傾向等があり、連続または継続して年間30日以上欠席した不登校生徒  
※また、以下の内容が当てはまる生徒も配慮する
  - ・心理的に不安の傾向等があり、不登校の傾向がみられる生徒
  - ・より小集団での学習が適切であると学校が判断した生徒
- (3) (1)、(2)に記載されている以外でも、分教室入退室検討委員会で入室を可能とする生徒
- (4) 分教室への入室方法について  
分教室への入室方法としては、分教室入退室検討委員会を設置し、対象の生徒となるかの可否を決定する。

### 3 所在地

調布市立第七中学校「はしうち教室」（校長 吉岡 俊幸）

調布市菊野台3-27-38 大町スポーツ施設内

※名称の意味

「はしうち」とは、卵から雛がかえるときに、雛が殻の内側をつきやぶろうとする状況を言う。この言葉の意味は、不登校生徒が自分の殻を打ち破り、自立しようとする思いに、教職員が寄り添い指導・支援するようすを例えた内容として捉え、新たな名称として生徒の意見を踏まえて決定した。

### 4 教育課程の基準の特例の概要

- (1) 年間の総授業時数1015時間 ⇒910時間の低減とする  
尚、朝の時間のゆとりを考え、午前3単位時間、午後2単位時間を基本に設定  
※1単位時間は50分
- (2) 表現科（仮称）の設定  
各教科等で習得した知識・技能を、各自の興味・関心のある学習内容に活用し、自分の得意とする手法で表現する「表現科」を設定
- (3) コミュニケーションスキルトレーニング（略称：CST）の充実  
不登校生徒のコミュニケーション能力の向上を図ることを目的とした教育活動の充実
- (4) 個別学習の時間を設定  
一人一人の状況に応じた指導体制の充実を図るために「個別学習」の時間を設定し、不登校による未学習の内容を補う時間を確保  
※開設に当たって、学習内容については変更等も含めて柔軟に進めていく。